

# 制度の利用を妨げている要因

# 生活保護

- 1・車を所持していると生活保護を受けられない。
- 2・家を持っていると生活保護を受けられない。
- 3・生活保護を申請すると家族や親族に連絡がいくので申請したくない。

# 1・車の所持について

- ▶ 車を所持していても車がないと生活が出来ない場所に住んでいる場合(自宅から買い物先まで公共交通機関がなく距離がある場合等)は申請出来る場合もあります。
- ▶ また、車を所持していても申請後に手放すことを前提に話しているのであれば申請は出来ます。

## 2. 家の所持について

- ▶ 家の資産価値が500万以下であれば所持したままでも生活保護申請は出来ます。
- ▶ 500万以上の場合は、売却をし、得たお金で当面生活をしていくことを提案される。
- ▶ 例：リバースモーゲージ（家を担保とした融資）

### 3・家族や親への連絡（扶養照会）

- ▶ 「扶養照会」は、自治体が生活保護の申請をした人に親族の経済的な状況などを聞き、援助を受けられる可能性があるかと判断した場合に親族に問い合わせることです。

- ▶ これまでは、親族からDV＝ドメスティック・バイオレンスや虐待を受けていたり、親族と20年にわたって連絡をとっていなかったりする場合などには、扶養照会をしなくてもよいとされていました。

しかし「家族に知られたくない」など、扶養照会を理由に生活保護の申請をためらう人が相次いでいて、厚生労働省はこれまでの運用を見直し全国の自治体に通知しました。

- ▶ 3月26日、北九州市生活保護課と懇談した際に扶養照会について質問をしたところ、厚労省が自治体に下した通知を徹底することはもちろんだが、保護申請時に申請者から、この家族には連絡をしてもらいたくないということを担当者に伝えておけば連絡はしないと返答がありました。

# 奨学金返還猶予、減額について





## 新型コロナで失業や収入減少による奨学金返済の無料相談

2020年11月6日 13時10分

新型コロナウイルスの影響による失業や収入の減少で、奨学金の返済に悩む人々などを対象に、無料の電話相談が全国一斉に行われています。

電話相談は、奨学金を返済中の人や、これから利用する人を対象に、全国33か所で労働組合の職員や弁護士などが相談を受け付けていて、東京 千代田区の会場では11時の開始から電話が相次いでいました。

このうち、20代の男性からは「新型コロナウイルスの影響で、6月に契約社員の仕事を打ち切られて収入がなく、奨学金の返済ができなくなった」という相談が寄せられ、弁護士が、月々の返済を減額する制度や、返済時期を猶予する制度について説明していました。

奨学金を貸し出している日本学生支援機構の調査では、平成30年度に返済中の人440万人に上り、奨学金の平均は有利子のケースで343万円で、およそ20年かけて返済しているということです。

労働者福祉中央協議会の南部美智代事務局長は「コロナ禍で休業やリストラを余儀なくされ、奨学金の返済に困っている若者が多いと思うので、丁寧に聞き取って対応していきたい」と話しています。

現在位置: [トップページ](#) > [くらしの情報](#) > [子育て・教育](#) > [就学援助・奨学金](#) > [奨学金](#) > [北九州市奨学金の返還](#)

### 奨学金の返還

更新日: 2020年6月4日

シェア0 ツイート

#### 返還について

北九州市奨学金は貸付型の奨学金です。  
貸付けを受けた方は、決められた納入期限までの返還が必要です。

#### 返還期間

貸付を終了した日から6ヶ月を経過後、貸付期間の3倍の期間内で返還していただきます。

#### 返還方法

口座振替による、月賦払いでの返還となります。

2001年以前に貸付を受けた方は窓口納付による年賦又は半年賦払いです。  
届出により月賦払いへの変更、口座振替の利用も可能です。  
(月賦払いを利用される場合は、必ず口座振替による返還となります)

#### 繰上返還

借入れ金額の全額、もしくは一部を前もって返還することができます。  
繰上返還を希望される場合は、教育委員会学事課までご連絡ください。

#### 返還の猶予

上級学校への進学又は専修学校・各種学校等に在学中の場合、傷病・災害等により返還が困難になった場合、高校・大学とも本市奨学金の貸付を受けた方で返還期間の延長を希望する場合、返還を猶予することができます。

この度の新型コロナウイルス感染症により病気療養等のため就労できなかった方や失業して給与収入が激減している方、または、自営業の方で売り上げが激減した方など、家計が急変して奨学金の返還が難しくなった方は学事課へご相談ください。



▶ ホーム

▶ **奨学金**

▶ 留学生支援

▶ 学生生活支援

ホーム > 奨学金 > 返還が難しいとき > **減額返還**

## 減額返還

減額返還制度とは・・・毎月の返還額を減額して返還することができます。

減額返還制度は、災害、傷病、その他経済的理由により奨学金の返還が困難な方の中で、当初約束した割賦金を減額すれば返還可能である方を対象としています。

一定期間、当初約束した返還月額を減額して、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長します。毎月の返還額を減額するため、無理なく返還を続けることができます。

願い出るためには、提出いただく証明書が、一定の要件に合致しなければなりません。

1回の願出につき適用期間は12か月で最長15年(180か月)まで延長可能です。

# 奨学金の返還期限猶予

---

最終更新: 2021/03/09 18:13

支払いの減免・猶予

個人向け

## 概要

---

災害、傷病、経済困難、失業などの返還困難な事情が生じた場合は、返還期限の猶予を願い出ることができます。そのような状態になった場合は、延滞する前にすみやかに手続きをおこなってください。

## 支援内容

---

### <一般猶予>

適用期間は通算10年（120か月）が限度です。

※すでに経済困難、失業中等の事由により返還期限猶予制度を10年（120か月）取得済みの方についても、今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け経済困難等の事情により返還が困難となった場合に限り、緊急的に12か月を限度として願い出ることができます。

※詳しくは日本学生支援機構Webサイト等でご確認ください。

### <猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金の返還期限猶予>

適用期間に制限はありません。

※詳しくは日本学生支援機構Webサイト等でご確認ください。

## 対象者

---

災害、傷病、経済困難、失業などの返還困難な事情が生じた方